

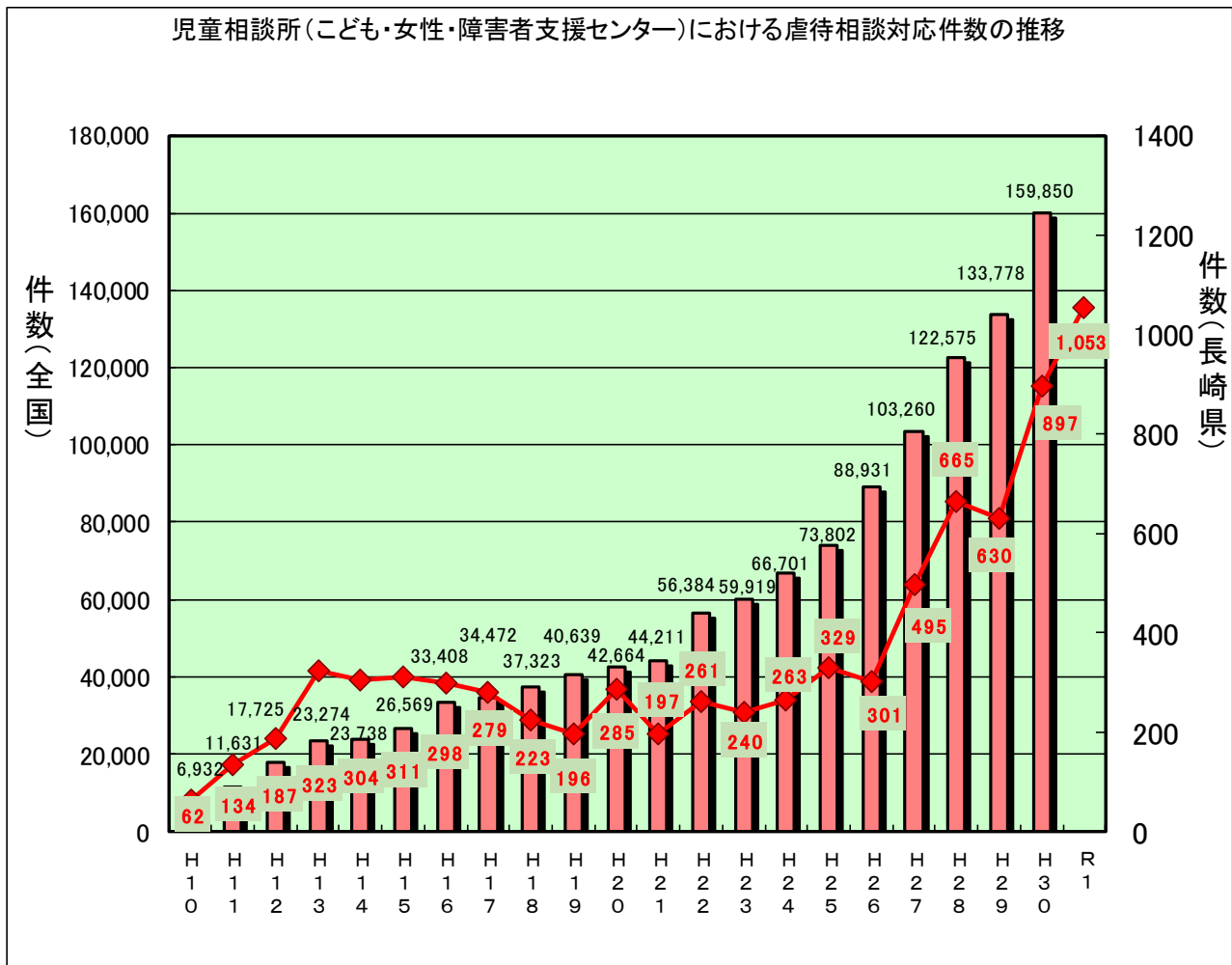
令和元年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について

このことについて、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

- 1 令和元年度の相談対応件数は1,053件で、前年度（897件）から156件増加（対前年度比117.4%）し、過去最多となっている。

虐待種別の中でネグレクトの増加が顕著だが、これは警察をはじめ関係機関からの通告件数の増加が大きな要因となっている。



棒グラフ：全国の児童相談所における対応件数

※令和元年度は未公表

折れ線グラフ：長崎県の対応件数

2 経路別では、「警察等」からの相談が509件（H30：425件）（以下（ ）は平成30年度数値）で、全体の48.3%（47.4%）を占めており、次に「福祉事務所」が100件（113件）で9.5%（12.6%）、「児童相談所」が69件（45件）で6.6%（5.0%）となっている。

警察をはじめ関係機関からの通告件数が増加しており、関係機関との連携強化が図られていることが要因と考えられる。

3 内容別では、心理的虐待が491件（485件）で全体の46.6%（54.1%）を占め一番多く、次に保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が300件（205件）で28.5%（22.9%）、身体的虐待が241件（196件）で22.9%（21.8%）、性的虐待が21件（11件）で2.0%（1.2%）となっている。

4 主たる虐待者については、実父が504件（454件）で全体の47.9%（50.6%）を占めている。実母は446件（359件）、42.3%（40.0%）で、実の両親が全体の90.2%（90.6%）を占めている。

特に実父の件数が増加しているのは、面前DVの主な加害者が父によるものであることが要因として考えられる。

5 被虐待児の年齢区分については、0～3歳が311件（240件）で、全体の29.5%（26.8%）を占めており、次に4～6歳が208件（140件）で19.8%（15.6%）となっており、未就学が全体の約半数を占めている。

6 措置内容別では、里親委託を含めた施設入所等が必要となったものが68件（45件）で、全体の6.5%（5.0%）となっており、前年度から施設入所等の割合が増加している。

7 児童虐待相談対応のなかで、児童福祉法第33条に規定する一時保護が必要となったものは364件（276件）となっている。なお、児童虐待等の防止等に関する法律に基づく立入調査を行った事案は5件となっている。



189にかけると、お近くの児童相談所（こども・女性・障害者支援センター）につながります。

児童相談所の虐待相談対応状況(令和元年度)

1. 虐待に関する相談対応件数の推移

単位は件数、()は指数又は構成比

年度	H2	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年比
全国	(100) 1,101	(3,875) 42,664	(4,016) 44,211	(5,121) 56,384	(5,442) 59,919	(6,058) 66,701	(6,703) 73,802	(8,077) 88,931	(9,378) 103,260	(11,133) 122,578	(12,151) 133,778	(14,519) 159,850	未公表	未公表
長崎県	(100) 30	(95) 285	(657) 197	(870) 261	(800) 240	(877) 263	(1,097) 329	(1,003) 301	(1,650) 495	(2,217) 665	(2,100) 630	(2,990) 897	(3,510) 1,053	117.4%

R1年度は、速報値

(参考)

平成17年4月1日に改正児童福祉法が施行され、市町村は児童家庭相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされたため、参考までに市町児童家庭相談対応件数のうち、児童虐待に係る対応件数を記載した。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年比
市町計	447	427	470	471	385	501	719	867	120.6%

2. 児童相談所ごとの虐待に関する相談対応件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年比
長崎	209	130	179	144	189	192	202	301	365	346	552	627	113.6%
佐世保	76	67	82	96	74	137	99	194	300	284	345	426	123.5%

3. 虐待の経路別相談対応件数

	総数	児童本人	家族	親戚	近隣・知人	児童委員	保健所	児童福祉施設・里親等	福祉事務所	警察等	医療機関	学校等	その他
(%)	(100.0)	(0.9)	(3.1)	(3.4)	(4.8)	(0.3)	(0.0)	(1.3)	(9.5)	(48.3)	(2.6)	(5.9)	(19.9)
長崎県元年度	1,053	9	33	36	51	3	0	14	100	509	27	62	209
(%)	(100.0)	(0.4)	(6.5)	(3.5)	(5.2)	(0.0)	(0.0)	(1.1)	(12.6)	(47.4)	(1.6)	(8.4)	(13.3)
長崎県30年度	897	4	58	31	47	0	0	10	113	425	14	76	119
(%)	(100.0)	(1.0)	(7.0)	(1.0)	(13.0)	(0.0)	(0.0)	(2.0)	(5.0)	(50.0)	(2.0)	(7.0)	(11.0)
全国30年度	159,850	1,414	11,178	2,313	21,449	230	216	2,440	8,331	79,150	3,542	11,449	18,138

3-2. 「その他」の内訳件数

※市町児童福祉主管以外の部署

	県機関	市町(※)	児童相談所	児童家庭支援センター	家庭裁判所	その他
(%)	(5.2)	(4.5)	(6.6)	(0.0)	(0.0)	(3.6)
長崎県元年度	55	47	69	0	0	38
(%)	(0.4)	(2.1)	(5.0)	(0.0)	(0.0)	(5.7)
長崎県30年度	4	19	45	0	0	51

4. 虐待の内容別相談対応件数

	総数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
(%)	(100.0)	(22.9)	(2.0)	(46.6)	(28.5)
長崎県元年度	1,053	241	21	491	300
(%)	(100.0)	(21.8)	(1.2)	(54.1)	(22.9)
長崎県30年度	897	196	11	485	205
(%)	(100.0)	(25.2)	(1.1)	(55.3)	(18.4)
全国30年度	159,850	40,256	1,731	88,389	29,474

5. 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
(%)	(100.0)	(47.9)	(7.6)	(42.3)	(0.5)	(1.7)
長崎県元年度	1,053	504	80	446	5	18
(%)	(100.0)	(50.6)	(7.8)	(40.0)	(0.6)	(1.0)
長崎県30年度	897	454	70	359	5	9

6. 虐待児童の年齢区分

	総数	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	不明
(%)	(100.0)	(29.5)	(19.8)	(18.3)	(15.2)	(11.8)	(5.4)	(0.0)
長崎県元年度	1,053	311	208	193	160	124	57	0
(%)	(100.0)	(26.8)	(15.6)	(18.2)	(18.3)	(16.0)	(5.1)	(0.0)
長崎県30年度	897	240	140	163	164	144	46	0

※平成27年度までの国統計調査(福祉行政報告例)では学齢期を区分として集計。
平成28年度からは上記のとおり、年齢ごとの区分に変更。

7. 措置内容別対応件数

事 項	長崎県(平成30年度)		長崎県(令和元年度)	
	件数	%	件数	%
施設入所措置	44	4.9	63	6.0
児童養護施設	34	3.8	45	4.3
乳児院	4	0.5	12	1.1
児童自立支援施設	2	0.2	1	0.1
児童心理治療施設	1	0.1	3	0.3
その他の施設	3	0.3	2	0.2
里親委託	1	0.1	5	0.5
面接指導	817	91.1	891	84.6
助言指導	213	23.7	130	12.3
継続指導	572	63.8	711	67.5
他機関あつせん	32	3.6	50	4.8
児童福祉司指導	5	0.6	19	1.8
その他	30	3.3	75	7.1
合 計	897	100.0	1,053	100.0

(注)

- * 1 助言指導とは、1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。
- * 2 継続指導とは、複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等に対し継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
- * 3 他機関あつせんとは、他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例について、該当機関にあつせんすることをいう。
- * 4 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して継続的に行う指導をいう。

8. 一時保護状況

事 項	長崎県(平成30年度)		長崎県(令和元年度)	
	件数	%	件数	%
一時保護所	128	46.4	155	42.6
一時保護委託	148	53.6	209	57.4
児童養護施設	65	23.5	100	27.5
乳児院	17	6.1	26	7.1
児童自立支援施設	0	0.0	0	0.0
児童心理治療施設	0	0.0	1	0.3
障害児関係施設	5	1.8	2	0.5
その他の施設	1	0.4	0	0.0
警察署	40	14.5	53	14.6
里親	1	0.4	12	3.3
その他	19	6.9	15	4.1
合 計	276	100.0	364	100.0

(注)

- 児童福祉法第33条に規定する一時保護は法第27条の措置(*)をとるに至るまで、児童を一時保護所に一時保護し、又は児童福祉施設、警察等に一時保護を委託することができるものであり、虐待、放任等の理由により家庭から一時引き離す必要がある場合等に行われる。
- * 児童福祉法第27条では、都道府県は、通告を受けたケース等について必要があると認める場合は、児童又はその保護者に、訓戒・誓約、児童福祉司等の指導、里親委託又は児童養護施設等の児童福祉施設に入所させる等の措置をとらなければならない旨を規定している。

9. 立入調査

長崎県(25年度)	長崎県(26年度)	長崎県(27年度)	長崎県(28年度)	長崎県(29年度)	長崎県(30年度)	長崎県(元年度)
0件 (0名)	0件 (0名)	1件 (1名)	0件 (0名)	1件 (1名)	1件 (1名)	5件 (5名)

10. 児童相談所が関与した虐待死亡事例

長崎県(25年度)	長崎県(26年度)	長崎県(27年度)	長崎県(28年度)	長崎県(29年度)	長崎県(30年度)	長崎県(元年度)
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件